

国民健康保険課からの お知らせ

国民健康保険の

新しい被保険者証を郵送します



10月1日から使用する国民健康保険被保険者証を、9月中旬に世帯主宛てに郵送します。

住所地に居住していない場合は、郵便局で転送の手続きをするか、国民健康保険課窓口で転送依頼の申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

※国民健康保険課で転送依頼を申請する場合は、9月2日(月)までをお願いします。

※世帯員個別の転送は受け付けておりません。

問国民健康保険課国保給付係 ☎⑤6750

後期高齢者医療保険に加入のかたへ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担限度額認定証を郵送しました

平成24年中の所得状況などにより、平成25年度も引き続き認定されるかたには、新しい認定証を郵送しました。新しい有効期限は平成26年7月31日までです。また、平成25年度住民税非課税世帯のかたで、新たに認定証の交付を希望するかたは、保険証と認め印を持参し、国民健康保険課窓口で手続きをしてください。

※有効期限の切れた認定証は国民健康保険課窓口に戻還または裁断の上、確実に破棄してください。また、郵送による返還もできます。

後期高齢者医療保険料について

平成25年度後期高齢者医療保険料額決定通知書および保険料納入通知書を郵送しましたので、忘れずに納期限までに納付してください。

▶保険料の軽減措置について

所得が一定額以下の場合には保険料が軽減されます。軽減を受けるためには世帯主および後期高齢者医療制度の被保険者全員の申告が必要です。

▶一部負担金や保険料の減免について

天災のほか特別な事情で、保険料を支払うことが著しく困難になった場合は、申請により減免を受けられることがあります。

問国民健康保険課長寿医療係 ☎⑤6752
または青森県後期高齢者医療広域連合
☎017-721-3821

毎月の医療費が高額になるかたへ 国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請をしましょう

認定証を医療機関の窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。
※国保税を滞納しているかたには交付できません。

限度額適用認定証…70歳未満のかたが対象。自己負担額の区分を証明したもの
標準負担額認定証…市民税非課税世帯のかたが対象。入院時の食事代が減額になることを証明したもの

申請に必要なもの ▶国民健康保険被保険者証

▶認め印(世帯主のもの) ▶認定証の更新をするかたは、現在お持ちの認定証

申請場所 国民健康保険課

※認定証の更新をするかたは、8月30日(金)までに手続きをしてください。

■申請手続きはお早めに!

医療機関を受診した月内に、病院の会計窓口で認定証の提示をしなければ適用されません。また、医療費を支払った後に認定証の提示をしても適用されませんので、ご注意ください。

問国民健康保険課国保給付係 ☎⑤6750

後期高齢者医療制度の運営に関する 『運営懇談会』委員の公募を行っています

- 職務 後期高齢者医療制度の運営に関する意見・提案を行っていただきます
- 任期 委嘱の日から2年間
- 応募資格 県内在住40歳以上のかたで、平日昼間青森市での会議に出席できるかた
- 募集人員 8人/応募者の中から選考により決定
 - ①被保険者6人
 - ②65歳以上障害認定の被保険者1人
 - ③後期高齢者医療以外の医療保険被保険者1人
- 応募方法 応募用紙および「後期高齢者医療制度に関する意見(400字程度)」を提出
- 応募期間 9月2日(月)~24日(火)
- 謝礼など 会議1回の出席につき謝礼5,000円および交通費(公共交通機関利用実費相当額)
- 応募用紙などの配布、お問い合わせ先
十和田市国民健康保険課 ☎⑤6752
青森県後期高齢者医療広域連合総務課
☎017-721-3821またはホームページをご覧ください

健康診査を受けましょう

健康づくりや生活習慣病の早期発見のため、健康診査を受けましょう。後期高齢者医療保険に加入のかたは、1年に1回無料で受診できます。※詳しくはお問い合わせください。

問国民健康保険課 ☎⑤6752